

## 雄武町お試し暮らし事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、移住希望者が一定期間、雄武町（以下「町」という。）で生活体験ができる機会を提供するため、雄武町お試し暮らし住宅（以下「住宅」という。）を開設し、定住施策を推進することにより人口の流入を促し、町の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町への移住を希望又は検討する者のうち、町の移住担当窓口を通じて移住しようとする者。ただし、転勤又は婚姻による転入者及び単身での入居者は除く。
- (2) お試し暮らし住宅 日常生活を営むための家具什器を備え、手軽に生活を体験できるように町が貸し付ける住宅で、次に定めるところによる。

名 称	住 所	構 造	延面積	備 考
お試し暮らし住宅 (宮の森荘)	雄武町字雄武 1671-13	木造平屋建 (2LDK+ホール)	210.74 m <sup>2</sup>	平成5年建設

### (借用申請)

第3条 住宅の借受けを希望する移住希望者(以下「借受者」という。)は、「雄武町お試し暮らし住宅借用申請書」(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

### (貸付け許可)

第4条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、「雄武町お試し暮らし住宅貸付け許可書」(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。

### (契約)

第5条 許可書の交付を受けた借受者は、借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第38条に規定する契約を「雄武町お試し暮らし住宅定期賃貸契約書」(様式第3号。以下「契約書」という。)により町長と締結し、住宅を借受けるものとする。

- 2 前項の規定により契約を締結した場合は、法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことを「雄武町お試し暮らし住宅定期賃貸契約についての説明」(様式第4号)により行うものとする。

### (借用期間)

第6条 住宅の貸借期間は1週間以上3ヶ月以内とし、前条に規定する契約書において定める。

### (住宅借用料)

第7条 住宅の借用料は、次に掲げるとおりとする。

期 間	金 額	備 考
1月（6月～9月）	60,000円	貸借期間に1ヵ月未満の端数があるときは、 30で除した額をもって日割り計算する。
1月（10月～5月）	75,000円	

- 2 借受者は前項の借用料を前納しなければならない。
- 3 第1項の借用料は、住宅借上料、光熱水費（電気料、灯油代、ガス代及び上下水道料）、放送受信料及び消費税（第4項の規定に該当する場合）を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品並びに交通費は含まず、借受者の負担とする。
- 4 貸借期間が1ヶ月に満たない期間の借用料には、消費税法第6条及び消費税法施行令第16条の2の規定による消費税を賦課した料金とする。
- 5 第2項により納めた借用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。
- 6 前項の規定により借用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 天災事変、借受者又は親族の疾病、その他借受者の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合 既に納付した借用料から借用済期間分の料金を差引いた差額の100分の100
  - (2) 町長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した借用料から借用済期間分の料金を差引いた差額の100分の100
  - (3) その他止むを得ない事由により町長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

（借受者の遵守事項）

第8条 借受者は、前条第1項による借用料を納めた後に、町長から当該住宅の鍵を受取り、住宅を借受けるものとする。この場合、借受者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備付けの備品、什器類等を適切に取扱うこと。
- (3) 借受者は、住宅周りの除草や除雪を適宜行い、住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 借受者は、住宅の借用期間が満了したときは清掃を行うとともに、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他、施設の借用に関し町長が必要と認める事項

（制限される行為）

第9条 借受者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 就業すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 施設の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (9) その他施設の借用にふさわしくない行為をすること。

(貸付け許可の取り消し)

第10条 町長は、借受者に第8条及び前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第4条の規定による借用許可を取消することができる。

(明渡し)

第11条 借受者は、借用期間が終了する日まで及び前条の規定に基づき貸付け許可が解除された場合にあつては、直ちに住宅を明渡ししなければならない。この場合において、借受者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 借受者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項後段の規定に基づき借受者が行う原状回復の内容及び方法について借受者と協議するものとする。

(立入り)

第12条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、借受者の承諾がなくても住宅内に立入ることができるものとする。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第13条 借受者は、故意又は過失により住宅及び設備を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による住宅又は設備若しくは備品等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第14条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

雄武町お試し暮らし住宅借用申請書

年 月 日

雄武町長

様

借受者 住所

名前

印

雄武町お試し暮らし住宅を借用したいので、雄武町お試し暮らし事業実施要綱第3条の規定により、次のとおり申請いたします。

区 分	<input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 2回目以降( 回目)		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用者の氏名	年齢	職業	借受者との続柄
電話番号（自宅）		電話番号（携帯）	
メールアドレス			
雄武町での移住体験を希望した理由を簡略にご記入下さい。			

※ 現住所地の住民票謄本(抄本)を添付してください。

様式第2号（第4条関係）

雄武町お試し暮らし住宅貸付け許可書

年 月 日

様

雄武町長

印

雄武町お試し暮らし事業実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり雄武町お試し暮らし住宅の貸付けを許可します。

住宅の借用に当たっては、同要綱その他関係法令を遵守し、適正に使用してください。

記

1 貸付けを許可する住宅

雄武町お試し暮らし住宅（宮の森荘） 雄武町字雄武 1671-13（末広町1区）

2 貸付ける期間

年 月 日 から 年 月 日 まで（ 月 日間）

3 契約締結

雄武町お試し暮らし住宅定期賃貸契約を締結してください。

様式第3号（第5条関係）

雄武町お試し暮らし住宅定期賃貸契約書

（契約の締結）

第1条 貸主雄武町(以下「甲」という。)及び借主 (以下「乙」という。)は、第2条に掲げる財産(住宅)(以下「住宅」という。)の貸付けについて、以下の条項により借地借家法(以下「法」という。)第38条に規定する定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

（住宅）

第2条 甲は、町が所有する次に掲げる住宅を乙に貸し付けるものとする。

名称	住所	構造	延面積	建設年
お試し暮らし住宅 (宮の森荘)	雄武町字雄武 1671-13	木造平屋建 (2LDK+ホール)	210.74 m <sup>2</sup>	平成5年

（契約期間）

第3条 契約期間は、1週間以上3ヶ月以内の期間において、次に掲げるとおりとする。

始期	年 月 日から	月 日間
終期	年 月 日まで	

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はしないものとする。

（住宅借用料）

第4条 住宅の借用料は、下記のとおりとする。

期間	金額	備考
1月（6月～9月）	60,000円	貸借期間に1ヵ月未満の端数があるときは、30で除した額をもって日割り計算する。
1月（10月～5月）	75,000円	

2 乙は前項の借用料を前納により甲に支払わなければならない。ただし、止むを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 第1項の借用料は、住宅借上料、光熱水費(電気料、灯油代、ガス代、上下水道料)、放送受信料、消費税(第4項の規定に該当する場合)を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品並びに交通費は含まず、乙の負担とする。

4 貸借期間が1ヶ月に満たない期間の借用料には、消費税法第6条及び消費税法施行令第16条の2の規定による消費税を賦課した料金とする。

（維持管理）

第5条 乙は、借り受けた住宅を善良な良識をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、乙の責に帰すべき事由により、住宅を滅失又はき損させた場合は、甲乙協議の上、その損害の範囲又は金額を決定し、原状に回復するか又はこれに要する一切の費用を弁償しなければならない。

3 乙の借用により生じた軽微な修繕については、乙がそのすべてを負担とするものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除することができる。

(明渡し)

第7条 乙は、本契約が終了する日まで及び前条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に連絡しなければならない。

3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第8条 甲は、住宅の防火、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、住宅内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

(協議)

第9条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第10条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

甲及び乙は、本契約書2通を作成し、それぞれその1通を保有する。

年 月 日

貸主(甲) 住所 雄武町字雄武700番地  
氏名 雄武町長 印

借主(乙) 住所  
氏名 印

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

雄武町お試し暮らし住宅定期賃貸契約についての説明

貸主(甲)住所 雄武町字雄武700番地  
氏名 雄武町長 印

下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項の規定に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間満了により賃貸借は終了するので、期間満了の日に、下記住宅を明け渡してください。

記

1 住 宅	名 称	お試し暮らし住宅（宮の森荘）		
	所 在 地	雄武町字雄武 1671-13		
	台帳番号			
2 契 約 期 間	始 期	年 月 日から	月 日間	
	終 期	年 月 日まで		

上記住宅につきまして、借地借家法第38号第2項に基づく説明を受けました。

年 月 日

借主(乙)住所

氏名 印